

## 学問の自由と大学人の危機

江 藤 裕 之

**【要 旨】** 中世ヨーロッパに成立した大学は、真理を求めるといふ共通の目的のもと、為政者・権力者から精神の自由を守るべく集まった学徒による組合組織がその起源である。経済的な自律に裏打ちされた精神の自由こそが、学問の自由や大学の自治を保障するものであった。その学問共同体の基本理念を国家権力により制度化したのが、ベルリン大学に代表される19世紀ドイツにおける大学改革である。

行政レベルでの大学改革が実施され、財政的な意味で大学の完全な独立や自治などありえなくなった今日、大学が本来担うべき役割や学問の自由についての本質的論議が活発になされぬまま、大学人は大学組織を運営することに忙殺されている。そのような時にこそ、大学の在り方を考え、学問の自由とは何か、それはどのようにして維持できるのかということを各自の問題として問い直してみるのには大学人にとって必要なことであろう。

**【キーワード】** 大学論、大学の歴史、学問の自由、精神の自由、ベルリン大学

### はじめに

国家に役立つ有用な人材の育成を目的とし、国家によって創設・運営されてきたわが国の大学では、「大学の自治」や「学問の自由」という思想が生まれる余地はない——本学紀要第7巻掲載の「大学の起源と学問の自由」(田中, 2005)に見るこの指摘は、今日のわが国における大学の在り方を考える上で興味深い示唆を与えてくれる。大学改革が叫ばれるなか、「大学の自治」や「学問の自由」といった大学の存在意義にかかわる本質的なテーマを、自らの問題として問い直すことはすべての大学人にとって必要なことであろう。本稿では、田中(2005)の論考を敷衍しつつ、「学問の自由」という大学における研究・教育活動の根幹とも言うべき本質的問題を原点に立ち戻って考え、自らの戒めとしたい。

### 大学における学問の自由——何からの自由か？

#### 1. 大学ウニベルジタス(universitas)の意味

Jacob Burckhardt (1818-1897) のルネサンス謳歌の影響であろうか、光り輝くルネサンスという好印象に対して、中世には「暗黒」というネガティブなイメージが付きまとっている。そして、大学という制度が誕生したのは12世紀、その「中世」と呼ばれる時代のヨーロッパにおいてであった。

大学を意味する近代西欧語(英語 university, ドイツ語 Universität, フランス語 université, イタリア語 università, スペイン語 universidad など)は、「組合」や「共同体」を意味するラテン語 universitas に由来する。この語は、uni(「ひとつの」を意味する unum から)と versitas(「向かう」という意味の動詞 vertere から)の合成語で、そもそもは「同じひとつの方向に向かう人々の集まり」という意味で、パン屋、靴屋、石工といったさまざまな職種の universitas が存在した(今道, 1987)。

その中で、真理の学問的探究という共通の目的をもつ人々の組合組織コミュニティーとして生まれた universitas が今日の大学の原型となる。それは、教えるものと教わるもの、そしてその運営を助ける人々による自らの利益を守るための自治組織であった。したがって、今日とは違い、universitas という語そのものには大学の敷地キャンパスという空間的な概念はなかった。教室も図書館も事務局もなく、学に志すものが集まり、学問の話をすればそれが「大学」であった。つまり、大学とは精神的な概念であり、そして、同じ志をもつ同業者組合としてのギルドのひとつとして存在したのである。

大学ギルドにおける教授、助教授（講師・助手）、学生は、職人ギルドの親方、職人、徒弟の関係に対応している。職人ギルドでは親方がすべての権限をもち、職人や徒弟には市民権すらなかったのと同様に、大学ギルドでは正教授オルディナリウスのみが教授会への参加権やさまざまな問題の決定権を有していた。そして、年に一度、職人ギルドの組合員がそれぞれの衣装を着て街を練り歩く祭りでは、大学ギルドの構成員も自らのガウンを着て列に加わった。ガウンは大学ギルドの象徴となり、学生集団と職人組合の対立を「ガウンとタウンの対立」などと言うことがある（阿部，1999）。また、このガウンは今日でも、アメリカやヨーロッパの大学における式典（特に、学位授与式）のときに着用されている。

## 2. 国際研究機関としての大学

学問を研究し、教授する機関は中世のヨーロッパに大学が創設される以前にも存在した。例えば、古代ギリシアにおけるプラトンのアカデメイアやアリストテレスのリュケイオンなどがすぐに想起されるであろう。また、プトレマイオス朝エジプトでは、首都アレキサンドリアに建設された大図書館に膨大な書籍が蒐集され、そこで古代文献学、文法学、テキスト・クリティークが始まった。しかし、そのような施設や機関は本質的な意味で大学とは言いがたい（Haskins, 1923）。アテネの学園と中世ヨーロッパの大学が異なるひとつの理由として、後者がひとつの国民や民族ネーションという枠組みを越えた人類のための学術研究機関、すなわち国際研究所であったという点が挙げられる。中世ヨーロ

ッパに誕生した大学は、アカデメイアやリュケイオンのように特定の人々（ギリシア人）の教育を目指した機関でもなく、また、特定の精神文化（ギリシア文化）を発展させるための国家的施設でもなかった（今道，1987）。

そのため、中世ヨーロッパの大学では特定の地域の学生のみならず、学に志すものであればあらゆる地域からの人々を共同体の仲間として受け入れた（今道，1987）。特定の地域出身の人々のためだけに開かれている教育組織は「大学」の名称で呼ばれることはなかった（田中，2005）。大学の組織が大きくなるにつれて、各地方の方言ヴァナキュラー——大学の共通語はラテン語——が通じるものどうしが集まり生活上の相互扶助を目的とした郷友会ランツマンシャフトのような組織が作られることもあった。しかし、真理探究の場である大学そのものはインターナショナルな組織であり、そこには国境という概念は無い。自分にふさわしい師や学友を求めて大学を渡り歩く自由は古き良きヨーロッパの伝統として今日にも残っている。したがって、大学は、その本質上、国家的・土着的なものではなく、国際ナショナル的な組織インターナショナルでなくてはならない。

## 3. 権力から独立した組織としての大学

プラトンやアリストテレスの時代にまで遡らずとも、大学が誕生する前の中世ヨーロッパにも——8世紀頃から——スコラ（「余暇」を意味するギリシア語 skhole に由来するラテン語 schola から、英語 school やドイツ語 Schule の語源）という名の学校があった。このスコラには3つの種類——（1）宮廷の貴族を教育する学校、（2）司教座に付属する学校、（3）修道院に付属する学校——があり、有能な官吏や役人、そして聖職者をつくること、つまり、社会に有為な人材の養成をその目的とした（今道，1987）。

スコラでは、設置者たる世俗的権力者（王、領主）や宗教的権力者（教会、修道院）の経済的庇護のもと教育活動に必要なインフラが整備され、実社会（すなわち、設置者）の求めに対してすぐに役に立つ職業教育への基礎を固める教育が実践された。そのため、自由七科と呼ばれる文法・修辞・弁証トリウィウムの3つの文科系の科目（基礎三科）と音楽・算術・幾何・天文という

4つの理科系の科目が教えられた。実際、自由七科は、中世ヨーロッパの大学では法学部などの専門学部に進む前の基礎学習科目として定められていた。

スコラにおける自由七科のような実用的な科目の学習は、大学における学問の基礎となるという重要な意味もあった。また、このような社会に出て「すぐに役に立つ」と思われる実践的学問はいずれの時代でも社会の要求するところであろう。しかし、同時に弊害も生ずる。それは、学問上の真理よりも、スコラの設置者である領主や大司教の意向やそれに阿諛追従する者の考えに研究教育活動が左右されたり、あるいは、スポンサーである教会の伝統的な解釈に批判的な吟味を加えることができないという点である（今道，1987）。つまり、スコラを経済的に支える者の意にしたがう形で学問研究の方向性が左右されてしまう恐れがあるということだ。

そういう時に、いかなる権力、そしていかなる世俗的な干渉からも自由な研究を求め、真理を追究する純粋な学問のみを探究していきたいという人々がスコラを去り、建物も何もない場所に集まった。それが、大学の始まりである。

中世の大学は、本当の知識を求める学生たちが、スコラから飛び出してきて、真理を求める気持ちのために自分から金を出し合って、経済的自衛手段を整えるというふうなことから始まったといわれております。ですから、大学発生にはそもそも固定した場所はない。そうではなくて、大学は本当に精神の団体として成立したということができると思います。…（中略）…スコラで養われた方法というのは、七科の学問を基礎とするかなり精緻な論理的なものでありましたがけれども、大学においてこそ真理の自由な研究がおこり、大学においてこそ、ですから文法や修辞学や弁証法ではなくて、また、たんに神学や聖書の解釈ではなくて、哲学が始まったということをお願いしておきます（今道，1987：p.155，傍点江藤）。

この言葉にあるように、精神の自由（疑う自由、思索の自由、解釈の自由、etc.）を求めてスコラを出た人々の集まりが大学だったのである。そこでは、当然の結果として、いかなる権力からも学問の自由を守ろうという気概に支えられた自治・自律の精神が芽生え

た。このように、大学における「学問の自由」は、権力者の恣意からの「精神的（内面的）な自由」であったのである。

真理に憧れ、その探究を目指し、世俗的権力から精神の自由を守ったのが12世紀ヨーロッパに誕生した大学精神である。その意味で、「十二世紀ルネサンス」を主張するCharles Haskins（1870-1937）のように（1927）、中世は決して暗黒時代ではなく、精神という人間の内面に光をあて、さまざまな領域の文化的活動が起こり始めた偉大な時代であったといえよう。

#### 4. スコラに墮した今日の大学

以上のような意味において、国家に役立つ人材を育成する目的で、国家の主導の下に創設された——その手段として、外国語の学習を中心とし、先進文明国である外国の文物を取り入れる「実学」を推進した——わが国の大学は、設置者たる国家・政府の意向を重んじざるをえないという点において、少なくとも制度上は中世ヨーロッパ的な意味においての「大学」ではなく「スコラ」ということになる。

日本においては、この大学の自由、すなわち真理を目的としてこれを学問的に研究する自由な国際的な団体としての大学という理念は十分理解されておりません。歴史の展開の上で、もとより、事情は中世とも異なり、どこの国でも、大学は制度として定着すればするほど、財政的に国家に依存するようにもなるでしょう。しかし、国家がその国に有意な人材を提供する機関として国立大学その他を規定していくと、スコラに墮するでしょう。そしてまた、特定の政治党派や教権が牛耳ろうとすれば、それはスコラに墮することです。そうみると、今日の日本の大学は、大きなスコラであって、ユニヴェルジタスではない、という面があります（今道，1987：p.156）。

税金で直接運営されている国公立大学のみならず、私立大学もまた税金による助成を受けており、そこには完全な意味での財政的自由がない以上、当局から何らかの制約を受けることは拒絶できない。その意味で、今日のわが国の大学は制度的・財政的な理由から、スコラを脱することはできそうにない。

ガイステイゲ・フライハイ  
アカデミッシェ・フライハイ  
精神の自由としての学問の自由

## 1. 学問の自由の危機

大学がスコラに墮してしまうという現象は、何も今の日本に限ったものだけではない。大学の運営上の問題から何らかの財政的援助を外部（為政者や権力者、国家や社会）から受けざるを得なくなった段階で大学はスコラへと入りうるのだ。

書物を読みその内容の吟味をし、あるいはひとつのテーマをめぐって思索をめぐらし、仲間どうして議論をすることで真理へと近づこうとする人文系の学問であれば、多くの場合資金はそれほど必要でない。個人でも主な研究手段たる図書スコリアの所有は可能であり、議論が目的であれば特に場所を選ぶ必要はない。草創期の大学のように、教師と学生がむしろをもって集まり、広場に腰掛けて学問の話をするだけで事足りる。新学期オリエンテーションも、履修登録も、期末試験も、単位も考えなくてよい（その意味で自主的に行なわれる勉強会こそ universitas の原形であろうと考える）。また、生きていくための蓄えがあり、経済的に他者に依存する必要がなければ、誰にも干渉されずスコリアに学究生活を享受することができ、そこには真理を求めて思索するテオリア観照的生活のための精神の自由が保障される。資金を必要としない学問であれば、学スコラの自由を主張してスコラ的な大学を飛び出しても自前で真理の探究を続けることは可能である。

問題なのは、高価な機材や実験装置、あるいは大掛かりな調査やその結果の分析に多額の経費を必要とする自然科学や社会科学の諸学問である。自然科学も、その黎明期に行なわれていた実験などでは機材にしても個人で十分まかなえる範囲のものであったろう（ガリレオなどを想起していただきたい）。しかし、近代以降の自然科学では、たいていの場合、研究者個人の財力では研究装置を備えることは不可能である。その場合、科学技術の推進を担う基礎研究や応用研究においては国家プロジェクトとして税金が投入されたり、また企業の利益に合致する場合は、企業が研究所を設立したり、あるいはスポンサーとなって社会（企業）に役立つ分野の研究を支援している。

公金である税金で助成する研究であれば、公共の福

祉、つまり社会に直接役に立つと考えられる分野に資金が集中するのは当然である。また、企業が利益追求のために援助するプロジェクトであれば、企業の意にかなう研究が選ばれるであろうし、たとえ企業の利益が最優先されなくともより公共性の高い研究に補助金が交付されるのもまた当然である。その意味で、研究助成金は、常に現在の問題を注視し、未来を指向する研究に与えられるのである。人文学系の研究、例えば、「ハムレットの幽霊の研究」などは研究者個人にとっては意味のある研究であるにせよ、公金が補助される可能性は無いが、かりにあったとしても優先順番は限りなく最下位に近くなってもやむを得ないという感覚は正常である。

自らの学問的関心や研究のテーマが、いわゆる「社会に求められているもの」に合致すれば、社会（国家・企業など）から経済的援助を受ける確率は高くなり、その研究者は幸運であろう。しかし、そうでない場合は、完全に自前で研究を行なうか、自分の興味関心の内容を「社会に求められているもの」に多少とも摺り寄せていく必要がある。

自らがめざす「真理」の探究なるものが、すべて自前で行ない得ない限りは学問の自由は主張しにくい。そして、研究経費のみならず、研究者としての生活の糧も他者（大学や企業）に依存している以上、そこからの何らかの制約を受けることは必至であり、完全な自由を主張することはできない。完全な自由は、とりもなおさず物質（金銭）的な自立の上に初めて成立するものだからである。

## 2. 19世紀ドイツの大学改革と学問の自由

そこで、問題は、誰が何をもって「社会に求められているもの」を決定するかである。企業家（昔なら王侯貴族）が自分の財産の一部を研究助成に使おうというのであれば、自らの趣味に合うものでよからう。そこには、誰に対しても説明責任は生じない。しかし、国家や公的機関が行なう助成では、その決定は、結局のところ担当の役人、あるいはその諮問機関によってなされる。納税者に対する説明責任がある以上、社会のニーズを反映した正しい判断がなされることを期待しつつも、研究内容の価値付けが恣意的になされる可

能性は否めない。判断の客観的基準<sup>クライテリア</sup>があったとしても、それも人間が作成したものである。その意味で、学問の自由が多少なりとも施策決定者の恣意によって侵される可能性のあることは中世のスコラと軌を一にしている。

そこで、このような国家主導型の大学が抱える構造的問題を解決しようとしたのが、近代の大学制度を確立した19世紀のドイツであり、その中心が1810年に Wilhelm von Humboldt (1767-1835) らにより創立されるベルリン大学である。それは、ナポレオンにより蹂躪されたドイツ諸邦の統一をめざすプロシア王国の近代化をはかる改革のなか、それまでにない新しい理念に基づいて創設された。

初代学長が「ドイツ国民に告ぐ」の演説で有名な哲学者 Johann Gottlieb Fichte (1762-1814)、その次の学長が Georg Wilhelm Friedrich Hegel (1770-1831) であったことから察せられるように、ベルリン大学では哲学が諸学の中核となり、既知の知識や技術を学ぶ職業訓練学校とは明確に一線を画して、学問研究を大学の任務とするという理念を打ち立てた。ここでは、徹底してドイツ観念論を中心とする哲学を勉強させ、人文学的教養を基礎に据えた国家有為の人材(行政官・実務家)を育成しようとしたのである。これは、近代における大学の理念として、その後創設される各国の大学の在り方にも影響を与え、19世紀後半に始まる近代日本の大学制度もこのベルリン大学を範とした。

大学改革と並び称せられるのがプロシアの軍政面での改革であるが、その中核となったドイツ参謀本部の幹部を養成する学校 (Allgemeine Kriegsschule) でも基礎教育としてカントやヘーゲルを読むことが推奨された (渡部, 1974b)。「実践的知識」や「役に立つこと」の前に「～とは何か」という徹底した学理の追及——中世ヨーロッパ精神の再興とも言うべきかもしれない——こそがドイツで始まった近代教育改革の理念の基礎を成していた。Carl von Clausewitz (1780-1831) による『戦争論 (Vom Kriege)』(1832) の冒頭は「戦争は政治の延長である」という戦争の定義から始まっており、個々の具体的な戦略や戦術の記述に先立って「戦争とは何か」という本質的問いかけから始まるのは象徴的である。このように、目に見える

現象から目に見えないものの本質を考え、知性の使い方を訓練する哲学が諸学の始まりに位置づけられていたのである。しかし、それは単なる学問のための学問ではなく、例えば、「義務」という徳目の本質を理性で考え抜くことで、人間の本能的欲望に打ち勝ち、職務を全うするために必要な内面の強さをも鍛錬しようとした。

ベルリン大学のもうひとつの特徴として、ゼミナールを中心とした自然科学研究が正式に大学での研究教育科目として加えられ、いわゆる国家的規模のバックアップによる自然科学の研究が推進されたことが挙げられる。そこでは「研究を通じての教育」(潮木, 2004)のもと、物理学、化学、医学などの分野に優れた進歩をもたらし、その結果、19世紀のドイツは学問・科学の最先進国というイメージが生まれた。そして、個人での研究が可能な域を超えた分野の学問研究の自由を保障すべく、近代ドイツの大学では、講座制の整備とともに大学(学部)の自治が重視され、そこから中世ヨーロッパの大学の理念であった「<sup>アカデミッシュ・フライハイ</sup>学問の自由」が制度化されたのである。この自由は、今日でもドイツ各州の大学法(Hochschulgesetz)、及び連邦法で明確に規定されている。

ドイツ連邦法では、「研究の自由 (Freiheit der Forschung)」、「教育の自由 (Freiheit der Lehre)」、「学習の自由 (Freiheit des Studiums)」の3つの点から学問の自由・大学の自由を保障している。簡単に言えば次のようになる。

研究の自由：研究者はその学問的問いたて、その方法論、研究結果の評価と普及において自由である。

教育の自由：教育者は授業において、その内容と形式において自由であり、その学術、および芸術に関する教育上の所見を自由に表現する資格がある。

学習の自由：学習者は授業を自由に選ぶことができ、何を専攻するかについての決定も自由である。

日本国憲法第二十三条には「学問の自由は、これを保障する」という言明しかないが、もちろん、これには上記にある「研究・教育・学習の自由」、そして、それを可能にする条件である「大学の自治」の保障をも

含んだものであると解釈できよう。

### 3. 精神の自由の放棄と大学人の危機

今日ではわが国の憲法でも保障されている大学の自治や学問の自由という考えは、中世ヨーロッパに誕生した大学の精神の伝統を受け継ぎ、Humboldtらにより新たな生命を吹き込まれた近代の大学理念に基づくものである。

皮肉な話だが、近代の大学の原型とも言うべきベルリン大学でさえもこの自由が危ぶまれているという。それは、主として財政的な理由から大学関連予算が大幅にカットされ、400近くある教授のポストを5年間で約20パーセント削減される(斉藤, 2005)。教授ポストを削ることは、講座、すなわち開講科目がその分だけ少なくなるということであり、研究、教育、学習における選択の自由は制限されることになる。「学問の自由」も、結局は懐の具合に左右されてしまうようだ(今までは、登録料のみで、学費は無料であったドイツの大学に授業料が課されるのもそれほど遠くはないだろう)。

「学問の自由」という近代の大学の理念は、その組織が肥大化し、莫大な資金が必要となった時点で、研究教育の質よりも、それに必要な経費の量と結果の即効的有効性に左右される——ある種の競争原理が導入される——ようになった。どのような崇高な理想に支えられ、たとえ憲法で保障されようとも、財政的援助を受けている以上、教育研究の内容は設置者の要請から免れることはできない。したがって、個人が完全な学問の自由を主張するのであれば、まずもって財政的な自立が必要であり、また、大学が完全な学問の自由を主張するなら組織としての大学は財政的に自立しなくてはならない。学問研究は、命令されて行なうものではなく自発的に行うものであるには違いないが、何かに援助を受けている限りは、ある程度の外面的な制約は受けるのは当然であろう。設置者による大学運営への干渉を「大学の危機」と叫んだところで、職を賭して戦うだけの気概がなければ大学の自治は守ることができない。

時の権力者の経済的庇護を潔よしとはせず、その恣意から逃れて自由な思索と研究を求めた中世ヨーロッ

パの大学人たちが目指したものは「精神の自由」であった。その精神の自由を確保するためには物質的な独立が条件となる。何らかの形で、大学、ひいてはそれを財政的に支える公的機関に物質的・金銭的な依存をしている以上、大学人(研究者、教育者、学習者)が完全な自由を享受することは不可能である。とりわけ、研究の資金や生活の糧をそこからのみに依存している研究者や教育者はある程度の外面的な制約は甘受しなければならないであろう。しかし、それはあくまでも外面の問題であって、精神の自由まで放棄する必要はない。したがって、外面的な制約を受けたとしても、せめて内面の自由、すなわち精神の自由だけは何としても守り通したい。大学人が精神の自由を放棄する時が、つまり、大学人の内面までが設置者や社会の意向にしたがうスコラへと墮してしまった時こそ、それが真の意味での大学の危機ではないだろうか。

アリストテレスの言うように「人間は生まれつき知ることを欲する」のであれば、知の目的は「知ること自体」であって(田中, 2005)、それが世の役に立つかどうかは二義的な問題である。したがって、常に学問上の真理を追い求め、既製の説や伝統的な解釈を乗り越えていくこと、言い換えれば、飽くなき真理の探究と何ものにも遠慮しない批判的な精神こそが「知の共同体」を構成する大学人に必要不可欠な要素であろう。その意味で、例えば、目的論的・方法論的な反省を何らせず、機械的に集めたデータを既製の方法枠組みの中で——あるいは、市販のコンピュータ・ソフトで——機械的に処理することを「研究」と称し、満足しているようでは大学的とはいえないのではないか。

もちろん、大学は基礎研究や哲学的考察のみをやる場所であり、実用的応用は現場で行うべきだと主張しているのではない。今日のような、高度技術社会においては有能な専門職を育成するための技術教育を大学が担うことも重要であろう。そして、国家有為の人材を大学が輩出することは、社会の期待と相俟って望ましいことである。しかし、先に述べたように、戦略や戦術を教授する軍事の専門家養成学校で「戦争とは何か」という原理を徹底して考え抜いたという精神、つまり、職業訓練とは一線を画して、常に「～とは何か」ということを問い続ける精神、ものの本質を考え抜き、

知性の使い方を訓練することの意味を振り返ってみる必要があるのではないだろうか。定説やスタンダードな学説や方法論に疑いを持つ態度、ロゴス（真理・言葉・思索）を大切にす態度、このような精神に立ち返ってみることこそが、新たな大学の理念を作り出す可能性となろう。何が役に立つかは個別的で流動的であるが、真理の探究は普遍的で不易である。大学教育の真の目的と、その副産物の違いを今一度考え直す必要がある。

### 終わりに

大学運営に要する経費を国費で賄ったとしても国家は大学の運営に介入すべきではないというのが Humboldt らの掲げた近代の大学の基本理念である。それは、「大学の自治」や「学問の自由」という学問研究の根幹を保障するためであった。しかし、同時に、Humboldt は学問の自由を侵すのは外部者のみならず、大学それ自身がその危険性を孕んでいることも自覚していた。そのため、Humboldt は教授人事権を教授会ではなく、設置者（政府）のもとに留保した。それは、大学が象牙の塔と化し、外部からのチェックも入らず、また自己浄化作用も働かず、真理の追求としての学問の府という機能を果たさなくなったという反省によるものである。

実際、「大学の自治」と「大学の墮落」は諸刃の剣のようなところがある。自治を主張する者は学問研究における卓越した業績と自信、そしてよほどの職業倫理と責任感がなければその資格はないだろう。

この現代においても「フンボルト理念」の名のもとに、「大学の自治」が主張される。しかし、「大学の自治」という言葉は、よほど注意深く考える必要がある。それは、しばしば、閉鎖的な仲間内だけの独善になりがちである。大学はそこに勤める教員、職員だけのものではない。また現にいる学生だけのものでもない。大学のステイクホルダー（利害関係者）はそれらの経費を負担している父母であり、納税者であり、それらの卒業生を雇用し、その能力・スキルに依存する雇用主である。これまで自治の名で、教職員のだけの利害によって大学運営が動かされる場面がしばしばあったが、大学は各

種さまざまなステイクホルダーの期待を実現するための機関である。「大学の自治」とは大学に与えられた無条件な自治ではなく、これらステイクホルダーから「委託された自治」である。「委託された自治」である以上、委託者からの委託に応える責任がある（潮木、2004: p.59）。

大学も社会の中の一組織であり、社会との依存関係にある以上、大学人にも社会への説明責任がある。繰り返すが、経済的に完全に自立した個人が学問研究を行うのでなければ、ある程度の外面的制約は甘受し、社会からの要請には何らかの形で応えていかねばなるまい。今日の大学運営において、研究・教育以外に教員に課される雑務的労働が増えたことは事実であるが、それは学問の自由を直接に脅かす要因にはならない。聖ベネディクトの言葉「<sup>オラ・エト・ラボラ</sup>祈りかつ働け」ではないが、自分の好む観想の他に、労働だと感じられる仕事を適当に生活の中に組み込むのは、むしろ人間精神を健全にするからだ（渡部、1974a）。

大切なことは、そのような労働に精神を独占されなければよいのである。つまり、外面的な制約を受けたとしても、精神の自由まで放棄する必要はなく、少なくとも現時点の大学人にはそこまで求められていない。自由な視点、自由な思索、自由な表現——これらを大学人自らが放棄することさえなければ、大学における学問の自由はぎりぎりのところで守られるのではないだろうか。

### 文 献

- 阿部謹也（1999）：大学論。日本エディタースクール出版部、東京。
- Clausewitz Kvon（1832）／篠田英雄（1968）：戦争論。岩波書店、東京。
- Haskins CH（1923）：The Rise of Universities. Great Seal Books, Ithaca, NY.
- Haskins CH（1927）：The Renaissance of the Twelfth Century. Harvard Univ. Press, Cambridge, MA.
- 今道友信（1987）：西洋哲学史。講談社、東京。
- 齊藤渉（2005）：ベルリナーフンボルトー大学。言文

だより [大阪大学言語文化部・大学院言語文化研究科], 22: 40-41.

田中建彦 (2005): *大学の起源と学問の自由*. 長野県看護大学紀要, 7: 93-99.

潮木守一 (1992): *ドイツの大学. 文化史的考察*. 講談社, 東京.

潮木守一 (2004): *世界の大学危機. 新しい大学像を求めて*. 中央公論新社, 東京.

渡部昇一 (1974a): *文科の時代*. 文藝春秋, 東京.

渡部昇一 (1974b): *ドイツ参謀本部*. 中央公論新社, 東京.

【Summary】

# Academic Freedom and a Threat to Scholars and Students

Hiroyuki ETO

Nagano College of Nursing

What is the meaning of "academic freedom"? The present essay tries to elucidate this cardinal question concerning the idea of a university.

The university originated in mediaeval Europe as a learning community consisting of professors and students who gathered for the quest of truth and freedom of thought. Academic freedom as well as autonomy of a university was ensured by this freedom of thought based on economic independence. At the university reform promotions in 19th-century Germany, this fundamental idea of the university, i.e., academic freedom, was institutionalized in the whole educational system (e.g., the University of Berlin).

The slogan of the "academic freedom" may have been emphasized while discussions on the role of the university and its *raison d'être* have not been so active, which may result in the existence of universities just for the sake of themselves. As we cannot expect the financial independence of the university any more today, it is necessary for all the members of the university-community to promote a new university reform and re-think of the nature of the university and academic freedom.

**Key words:** idea of university, history of university, academic freedom, freedom of thought,  
University of Berlin

---

江藤裕之（えとう ひろゆき）  
〒399-4117 駒ヶ根市赤穂1694 長野県看護大学  
0265-81-5138 (Fax 兼)  
Hiroyuki ETO  
Nagano College of Nursing  
1694 Akaho, Komagane, 399-4117 Japan  
e-mail: heto@nagano-nurs.ac.jp